

補助制度のご案内

家庭でできる地球温暖化対策の一環として、省エネルギー設備の普及やエネルギーの有効利用を推進するため、市内の既存住宅(店舗等との併用を含む)に住宅用地球温暖化対策機器を設置する方に、設置費の一部を補助します。



① 住宅用太陽光発電施設

太陽の光で発電！CO₂ 排出量削減、電気代を節約！

② 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

水素と酸素で発電、発生する熱で温水も！CO₂ 排出量削減、電気代を節約！

③ エネルギー管理システム(HEMS)

電気使用量を“見える化”し、エネルギーを最適利用！家電の自動制御もでき、電気代を節約！

④ 定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)

太陽光等の余剰電力を蓄電し、夜間電力を削減！卒 FIT の対応や災害時にも活躍！

⑤ 電気自動車等充給電設備(V2H)

電気自動車等の蓄電池を家庭で活用！災害時にも活躍！

申請先・問い合わせ先

春日井市 環境部 環境政策課

TEL:0568-85-6216

メールアドレス:kansei@city.kasugai.lg.jp

補助制度の概要

対象

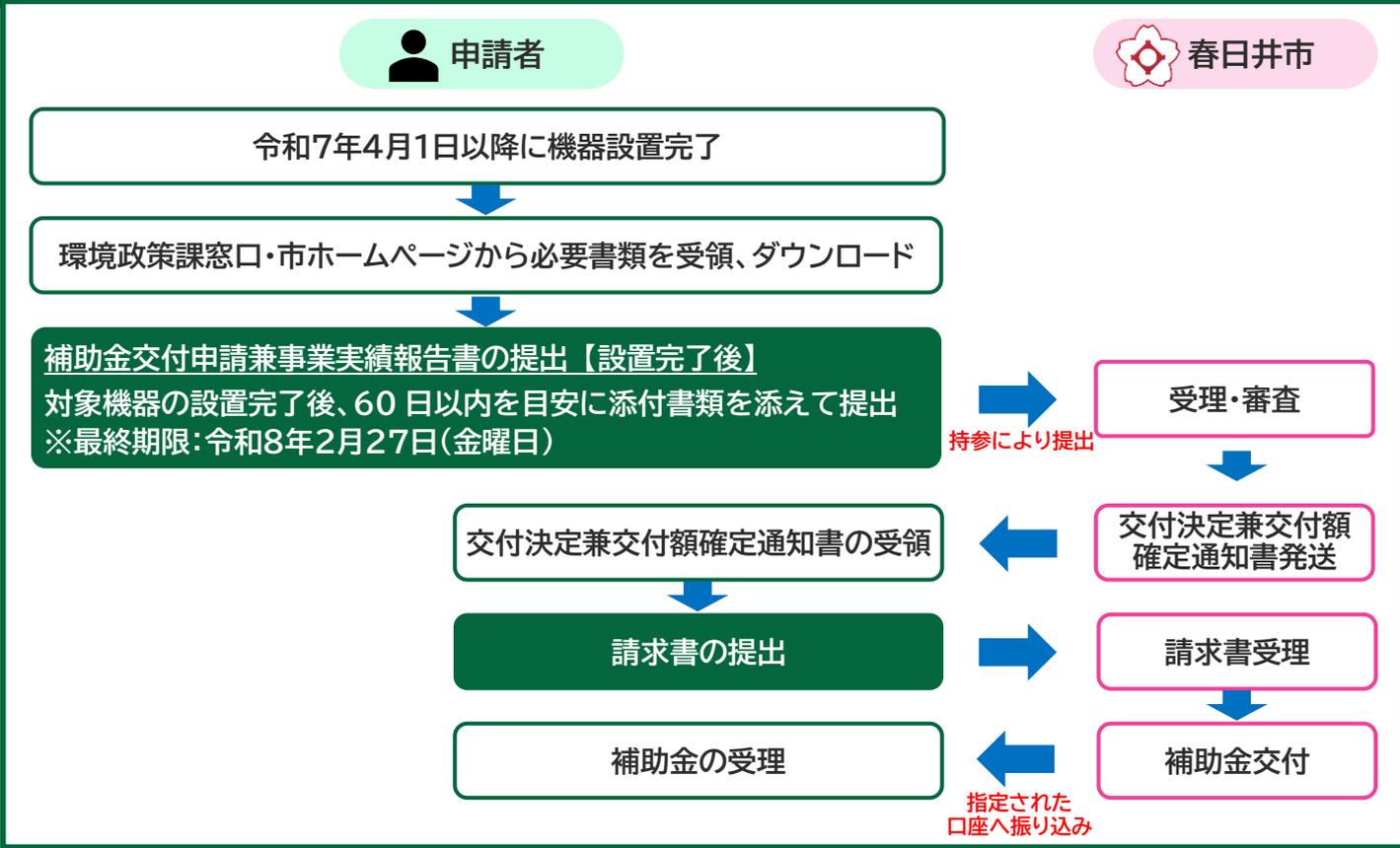
- ・ **建設工事の完了の日から起算して1年以上経過し、かつ、自ら居住する市内の住宅**(店舗等との併用住宅を含む。)に補助対象機器を設置する者(個人)
※ 新築住宅への機器設置は補助対象外
- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- ・ 市税を滞納していない者

対象システム及び補助額

① 住宅用太陽光発電施設*	15,000 円/kw(上限 60,000 円)
② 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	50,000 円/台
③ 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	10,000 円/台
④ 定置用リチウムイオン蓄電システム	60,000 円/台
⑤ 電気自動車等充給電設備(V2H)	50,000 円/台

注意事項 ※ 住宅用太陽光発電施設は同一年度内に『HEMS・蓄電システムの設置』が必須となります。

手続きの流れ



周辺環境への配慮

住宅用地球温暖化対策機器等が、低周波音を含む騒音や振動の発生源となり、周辺の生活環境を損なう場合があります。これらの機器を設置する場合は、販売業者や設置業者等とよく相談のうえ、周辺の住宅等への影響を未然に防止するように、十分に配慮しなければなりません。